## 同窓会役員選考委員会運営規程

(目 的)

第1条 本規程は、京都産業大学同窓会会則(以下「会則」という。)第13条に規定された 役員選考委員会(以下「委員会」という。)における役員(会長、副会長、専務理事、部長理 事)、理事、監事(以下「役員等」という。)の選考にかかる手続き等を円滑に行うために必 要な事項を定めるものとする。

(委員の構成等)

第2条 委員会の委員は、会則第13条第2項の規定に基づき、名誉会長(京都産業大学学長)、大学教職員(京都産業大学学長からの推薦)、前会長、参与、任期の終了する会長、任期の終了する副会長、理事経験者の各1名の7名の委員で構成し、常任理事会において選出し、会長が任命する。ただし、当該該当者がいない場合は、理事経験者を構成員に含めるものとする。

- 2 前項に定める委員は、役員改選年の7月末日までに選任する。
- 3 第1項に定める委員は、理事、監事には立候補できない。
- 4 第1項に定める委員は、理事・監事に立候補する者の推薦人になれない。
- 5 同窓会事務局の事務長は、書記として委員会に出席する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、役員等改選年の8月1日から3年間とする。

(委員の解任)

- 第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、常任理事会において、常任理事の3 分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
  - (1) 心身不調の為、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職責上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき (招集)
- 第5条 委員会は、会長又は委員長が招集する。

(委員長)

- 第6条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会の運営および事務を統括し、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、任期終了後も新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行うものとする

(立候補)

- 第7条 会則第14条第1項に定める理事・監事に立候補できる者は、立候補の公示日の前日までに、正会員となった者とする。
- 2 委員会は、役員等の任期満了による立候補の公示を、役員改選年の9月末日までに行なうものとする。ただし、役員等に欠員が生じた場合には、委員長が発議し、委員会が補欠役員の補充選出が必要であると認めた場合の立候補の公示は、欠員の生じた日から90日以内に公示する。
- 3 理事・監事に立候補しようとする者は、立候補の公示があった日から30日以内に、委員会が指定する所定の用紙(様式1および様式2)で委員会(同窓会事務局)に届け出なければならない。
- 4 立候補には、正会員2名の推薦を受けなければならない。ただし、推薦者2名は役員改選年の8月末日までに、正会員となった者とし、複数の立候補者の推薦人となることはできない。 5 支部長の任にある者は、理事・監事に立候補する場合には、支部長を辞任しなければならない。
- 6 委員長は、立候補を受付けた者に対して、立候補受理書を交付する。

(理事・監事の員数)

第8条 委員会は、立候補者の中から会則第10条の規定に基づき、次の各号の員数の理事・

監事を選任するものとする。

- (1) 理事 25名
- (2) 監事 2名

(理事・監事の選任)

第9条 委員会は、理事・監事立候補者の所信、経歴、会員情報等を審査し、総合的かつ公正 に審議を行い、理事・監事立候補者の中から指名し選任する。

(会長の選任)

第10条 委員会は、選任した理事の中から次期の会長を選任する。

(決 議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員全員が記名押印し、これを常任理事会に報告する。
- 3 委員長は、選出された役員、理事および監事を通常総会に報告する。
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、同窓会事務局に備え置くものとする。

(副会長の選任)

第13条 副会長の選任は、会則第15条第4項の規定に基づき、通常総会当日に新任の会長が理事の中から指名し選任する。

(専務理事・部長理事の選任)

第14条 専務理事・部長理事の選任は、会則第15条第5項の規定に基づき、名誉会長(京都産業大学学長)の推薦をもって、常任理事会の議を経て行うものとし、役員改選年の最初の役員選考委員会の開催日をもって、現任の会長が任命するものとする。

(事 務)

第15条 委員会の庶務的事項は、同窓会事務局において行う。

(補 則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、常任理事会が 別に定める。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会が発議し常任理事会の議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。